

方策2 区民サービスと持続可能性の両立を実現します

区民サービスは、子育て支援、教育や福祉・医療のように現在の区民の求めに応えるものと、都市インフラや区立施設の整備のように将来のための投資と、大きく二つに分かれます。この両面にわたって、区民サービスと持続可能性の両立を目指し、改革に取り組みます。

区民サービスを支える財源には限りがあります。これまでのやり方を見直して一層効果的な仕組みや態勢に転換する、必要性の低下した事業を見直して新しい事業を立案するなど、メリハリをつけてサービス向上につなげます。

サービスを支える財源について、区民全体が負担する税で賄う部分と利用者の負担で賄う部分のバランスを改めて見直します。

取組 6 社会状況の変化に対応した子育て環境をつくります

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子どもを産み育てることへの不安や負担を感じている若い世代も少なくありません。それぞれの家庭の状況にあわせて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援やサービスを受けられる環境を整備することが求められています。

多様なニーズに応えて、質・量ともに充実したサービスを提供するため、事業者の創意工夫がさらに活かせる体制づくりや、保育サービスについての受益と負担の適正化に取り組みます。

また、「練馬区教育・子育て大綱」に掲げた施策を着実に進め、全ての子どもたちを視野に入れた総合的な支援を行っていきます。

区民や地域の団体が行っている子育て支援や子どもの健全育成の取組など、公的サービスがカバーできない分野の活動をさらに広げるとともに、こうした活動と公的サービスとが連携して、よりきめ細かい支援ができるよう、区民や地域の団体による活動との協働を進めます。

(1) 教育・保育サービスの充実と負担の適正化を図ります

女性の社会進出や核家族化などに伴い、乳幼児の保育は福祉サービスから子育て支援サービスへと性格が大きく変わり、子育てを社会全体で支えることが必要になっています。

子育ての支援は、本来、保育行政だけでなく労働政策や児童手当など総合的な観点で取り組むことが必要です。平成27年度にスタートした国の「子ども・子育て支援新制度」は、まだ実態に追いついていません。

区としては、こうした根本的な取組を国に求めながら、保育所待機児童を解消するとともに、子育ての支援に全力で取り組みます。

これまで、教育・保育サービスは民間が先頭を切ってサービスの充実を進めてきました。民間の力が十分に発揮できるようにすることを基本として、子どもと保護者のニーズに応えるサービスを向上します。あわせて、様々な教育・保育サービスの負担の均衡を図ります。

保育所待機児童を解消します

待機児童が多い0～2歳を中心に、認可保育所や地域型保育事業（小規模保育事業等）の新規整備や既存施設の有効活用・各年齢の需要に応じた定員の弾力化による対応など、緊急の対策も含めて様々な手法を通じて、平成29年4月までに保育所待機児童を解消することを目指します。

また、幼稚園の預かり保育を拡充した練馬区独自の幼保一元化施設「練

馬こども園」を増やし、保護者のニーズにあわせて選択できる環境を整備します。

保育事業に民間の力をもっと活用します

保護者の多様なニーズに応えて延長保育・休日保育などサービスを充実するため、区立保育園の委託をさらに進めます。継続して良好な運営が行われている委託保育園は、事業者の創意工夫がさらに発揮できるよう私立保育園への移管など民営化に取り組みます。

安心して保育サービスを利用できる仕組みをつくります

利用者が安心して保育サービスを利用できるよう、区立園・私立園共通の基準の下で、各園の運営状況を的確に評価し「見える化」する仕組みをつくります。また、保育サービスにかかる利用者の相談や意見・要望に応じる仕組みをつくります。

教育・保育サービスの保護者の経済的負担の均衡を図ります

保護者の所得状況に配慮しながら保育料の見直しを行うとともに、多子世帯の保育料軽減を拡充します。また、私立幼稚園の入園料補助や認証保育所の保育料助成を充実します。

(2) 妊娠期から子育て期までの相談や子育て家庭の支援を進めます

一人ひとりにあわせたきめ細かい支援ができるように、保健部門と子育て支援部門の連携体制を強化するとともに、子育て支援団体と区との協働を一層進めます。

乳幼児から中学生までを対象としている子ども医療費助成制度については、引き続き、対象年齢や所得制限・自己負担など幅広い観点から、助成のあり方について検討していきます。

妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を切れ目なく行います

保健相談所の「妊娠・子育て相談員」と子ども家庭支援センターの「すくすくアドバイザー」が連携し、妊娠・出産から子育て期まで、家庭の状況にあわせた相談・支援を切れ目なく行います。

平成28年度から、各保健相談所で母子健康手帳を交付する際には、妊婦の方全員と「妊娠・子育て相談員」が面談しています。体調不良の方や来所が難しい場合などは各ご家庭へ訪問し、きめ細かい支援を行います。

乳幼児健康診査も、相談や支援のきっかけとなることから、受診しやすくなるよう、土曜日の実施に向けて積極的に工夫します。

子育て応援サイト（練馬区エンゼル・ナビ）、妊娠・子育て応援メールなど、情報通信技術（ICT）を活用した子育て情報の提供を充実します。

具体的には、認可外保育施設の空き情報を充実し、子育て支援団体の活動状況を加えるなど、世帯の状況等に応じた子育て情報が得られるようにします。ICTの双方向性を活かして、サイト上で交流できる仕組みを構築します。

子育て家庭を支援するために区民との協働を進めます

子どもの一時預かりを区民が援助会員となって行うファミリーサポート事業の「ファミサポホーム」を区内6か所の保健相談所で実施するほか、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」の充実や子育てのひろばの拡充などを、区民や子育て支援団体との協働により進めます。

また、子どもの預けあいなど保護者同士がつながり活動を行う子育てサークル等に対し、必要な連携・支援を行う仕組みづくりを進めます。

(3) 子どもの居場所づくりを進めます

小学生の放課後の安全安心な居場所を、小学校施設を活用して提供する「ねりっこクラブ」の展開にあわせて、区民・事業者との協働により子どもの遊びや交流の場を広げていきます。

全ての児童が安心して放課後を過ごせるようにします

小学校施設を活用して学童クラブと学校応援団ひろば事業を一体的に運営する「ねりっこクラブ」を、地域の区民との協働のもとに順次拡大していきます。区職員のコーディネーターを配置し、地域の区民と事業者との協働を効果的に進めます。

区立学童クラブの運営については、民間事業者への委託を拡大し、利用時間の延長などサービスの充実を図ります。

また、多様なニーズに応えられるよう民間学童クラブへの支援と連携を進めます。

児童館の機能を見直します

小学生の居場所となる「ねりっこクラブ」の拡大にあわせて児童館等の機能を見直し、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実します。また、地域の子どもや子育てに関する課題に取り組むため、区民や地域団体との連携を強化し、子ども・子育ての協働を進める地域の拠点としての機能を強化します。

(4) 支援が必要な子どもと家庭への取組を充実します

経済的に困窮している家庭やひとり親家庭、不登校の子どもや障害のある子どもなど、支援を必要とする子どもや家庭をきめ細かくサポートし、地域

の中でのつながりや居場所をつくります。そのため、福祉や教育、保健など関係する部門が連携し、区民の様々な活動と協働します。

経済的に困窮している家庭への新たな支援を行います

区は、生活保護世帯などの経済的に困窮している家庭の子どもを支援するため、勉強会の実施、塾代の補助、不登校の子どもの復学支援、就学援助費の支給など様々な取組を進めています。

生活困窮家庭等への支援をさらに効果的に行うため、福祉事務所を強化し、相談支援能力を高めます。

相対的な貧困率が高く、就労や子育てなど複合的な課題を抱えることの多いひとり親家庭への支援を充実します。具体的なニーズと課題を把握する調査を行い、効果的な支援策を構築します。

学習支援を充実し不登校の子どもの居場所をつくります

各小中学校に地域のボランティアの力を活かして、放課後や夏休みなどに子どもたちへの学習支援を行う「地域未来塾」を創設します。

学校教育支援センターが、不登校の子どもの居場所づくりを積極的に進めるとともに、福祉部門と連携して家庭の支援を強化します。

障害のある子どもへの支援を強化します

障害のある子どもが、年齢による切れ目がない支援を受けられるよう、教育・保育、福祉、保健などの関係機関が連携し、取組を進めます。

こども発達支援センターの相談体制を充実し、申込から相談を受けるまでの期間を短縮するとともに、早期の療育につなげる仕組みづくりを進めます。

既存の障害者施設を活用し、障害児の一時預かりを拡充します。また、保育園、学童クラブでの医療的ケアを必要とする児童の受け入れを拡大します。

全ての小中学校で特別支援教室を整備し、指導の充実を図ります。

区民による支援活動と連携します

子ども食堂など、区民や地域団体による支援活動に対し、自主性を尊重しながら、必要に応じて連携・支援を図り、地域での子どもの居場所づくりを進めていきます。

取組 7 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくります

高齢化が急速に進むなかで、介護が必要となる高齢者も増えています。高齢になってもだれもが安心して暮らすためには、元気なうちから介護予防に取り組むことが重要です。それを区民一人ひとりが理解し実践することが課題となります。介護保険サービスの持続可能性を確保するという効果も期待できます。

高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、「地域包括ケアシステム」を確立し、介護サービスをはじめ、地域での生活を支援するサービスを総合的、一体的に提供する必要があります。

区内では、様々な団体やボランティアが高齢者を支える活動を展開しており、人材も豊富です。こうした地域活動を担っている方々と一緒になって、高齢者を支えていきます。

(1) 介護予防活動に取り組むきっかけづくりを進めます

高齢者の中には、介護予防の重要性は分かっているにもかかわらず、なかなか取り組めない方も多数います。区民一人ひとりが自主的に介護予防活動に取り組むためのきっかけづくりを進めます。

高齢者を地域団体の活動へつなげます

平成 28 年度から「はつらつシニアクラブ」事業を開始します。地域で体力測定会を開催し、専門的な見地から健康へのアドバイスを行うとともに、体操や水泳など健康づくりに取り組む地域団体の参加を得て、高齢者と団体のマッチングを行います。

一般に、男性には、引退後は自宅に閉じこもりがちな傾向がみられます。男性が参加したい介護予防事業のニーズ調査を実施します。

「いきいき健康券」は介護予防事業への参加を促進する観点から見直します。

高齢者が気軽に立ち寄り、相談できる拠点を整備します

平成28年4月に、高齢者が気軽に集い、お茶を飲みながら、介護予防について学べる「街かどケアカフェ」をオープンしました。専門スタッフによる健康相談や介護予防体操ができるほか、様々な地域団体が日替わりで認知症カフェや傾聴講座などを実施しています。

団体同士のつながりづくりの拠点ともなる「街かどケアカフェ」を身近な区立施設などに増設します。また、地域団体などの協力を得ながら、「街かどケアカフェ」のランチをつくります。

(2) 介護サービスを充実させます

高齢者のだれもが、必要な時に必要なサービスを受けることができるようにします。

特別養護老人ホームの整備を進めます

練馬区の特別養護老人ホームの施設数は、都内で最も多くなっていますが、今後も高齢者人口は増えることから、引き続き整備を進めます。特別養護老人ホームの整備には、用地の確保が大きな課題です。土地所有者に対する土地活用セミナーの実施や公有地の活用などを進めます。

特別養護老人ホームの待機者の中には、入所の案内を行っても、入所を断る方もいるなど、待機者の状況は様々です。必要な方ができるだけ早く入所できるよう、待機者の実態を調査し、整備を進めます。

介護人材の育成・定着を進めます

介護事業の運営上の課題は、人材の確保と育成です。練馬区社会福祉事業団の介護人材育成・研修センターを活用し、離職している介護士や看護師を就業につなげるセミナーや就職面接会を開催するほか、介護従事者のスキルアップに向けた研修を充実します。

また、介護職員の初任者研修について、受講費用の助成を行うとともに、介護事業者に対し採用活動の助言を行うアドバイザー派遣事業を実施します。

高齢者や家族を支える窓口を強化します

高齢者相談センターは、練馬・光が丘・石神井・大泉地域に各1か所ある本所と、25か所の支所が連携して高齢者の相談支援に取り組んでいます。高齢者相談センター支所を、より身近で利用しやすい窓口とするため、出張所の跡施設などへの移転を進めます。

また、本所と支所の役割分担を見直し、在宅療養など医療と介護の連携に関する相談を充実します。

要介護認定を迅速に行える体制をつくります

団塊の世代が全て後期高齢者になる平成37年度に向けて、介護が必要な高齢者の一層の増加が見込まれています。

要介護認定の申請件数が増加し続けているため、平成27年度に認定審査の体制を強化し、申請から決定まで30日で行える体制を整えました。

今後も要介護認定を迅速に行えるよう、認定審査員の増員や審査会の増設など、医療・福祉関係団体と協力して新たな認定体制をつくります。

(3) 区民との協働を展開します

区内では、高齢者施設での体操や認知症カフェの運営、介護家族の支援など、高齢者を支援する団体や個人の活動が活発に行われています。活動意欲のある区民と連携して地域での活動を充実することは、行政の大きな役割です。今後の「超」超高齢社会に向けて、区民や地域団体と一体となって取組を進めていきます。

区民の自主活動と連携します

「はつらつシニアクラブ」や「街かどケアカフェ」において、介護予防などに取り組む地域団体と協働して事業を展開していきます。

また、介護家族の会や認知症サポーターなどによる「認知症カフェ」を支援して、その取組を広げます。

増加するひとり暮らし高齢者が地域で孤立することのないよう、区民ボランティアが高齢者の自宅を訪問し、高齢者相談センターの専門相談につなげる仕組みをつくります。

高齢期を迎える前から「健康意識の改革・改善」に取り組むため、地域で健康づくりに取り組む団体と連携して、健康診査の受診勧奨や、生活習慣病予防事業を実施します。

高齢者が活躍できる体制をつくります

「練馬E n(エン)カレッジ」の卒業生が、福祉や環境、生涯学習など様々な分野で活発に活動しています。地域で活躍する高齢者を増やすため、カリキュラムを充実します。また、介護現場において元気な高齢者が活動できる仕組みづくりを進めます。

取組 8 障害者の地域生活を支える体制を強化します

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。障害者が自分らしい生活を継続して送れるよう、その人にあわせた適切な支援を提供できる体制を強化します。

障害者の高齢化・重度化が進むなか、家族の高齢化も同時に進んでおり、障害者一人ひとりをどのように支えていくかが大きな課題です。暮らしの基盤となる住まいの確保や家族への支援の充実に取り組みます。

一人ひとりにあわせた支援を強化するため地域生活支援拠点の整備を進めます
公有地を活用して、重度障害者グループホームを中心に緊急一時保護、ショートステイや相談支援などを一体的に提供できる地域生活支援拠点を整備します。支援拠点にはコーディネーターを配置し、障害者が地域で暮らし続けるため、本人や家族に寄り添った支援サービスの調整を行います。

障害者の住まい方を調査し、安定した暮らしの場を整備します

生活の基盤となる住まいについて、障害者自身や家族の、将来の住まい方への意向を調査し、その結果を踏まえ、民間との協働により、中軽度、重度障害者それぞれのグループホームを増設します。

障害者が継続的にスポーツを楽しめる環境をつくります

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催は、障害者スポーツを区民に身近なものにする絶好のチャンスです。この機会を活かし、障害のある方が継続的にスポーツを楽しめる環境をつくります。

だれもが参加できるユニバーサルスポーツフェスティバルを開催し、スポーツを通して、障害のある方もない方も、互いに理解しあって暮らせる地域社会づくりを進めます。

取組 9 安心して医療が受けられるように地域医療を充実します

区民の皆さんが安心して暮らしていくためには、病気や怪我をしても適切な医療が受けられるよう、地域医療を充実することが必要です。

現在の医療制度は、交通至便で人口が密集した市街地と過疎化している地方に同じ基準が適用されており、その矛盾やしわ寄せが練馬区に表れています。また一方で、医療の大きな流れとして、病院中心の医療から在宅療養を推進する方向に変化しつつあります。

こうした状況を踏まえ、区は、これからの「超」超高齢社会に対応するために地域医療の充実に取り組みます。

病院誘致を進めるとともに、既存病院を支援します

区における人口10万人あたりの一般・療養病床数は、23区平均の3分の1であり、回復期リハビリテーションをはじめとする病床が不足しています。しかし、病院を整備して病床を増やすには、病院経営の問題、土地の確保の困難さ、医療圏における病床数の制限などの課題があります。区が取組だけでは実現が難しい面がありますが、これまでも様々な努力を重ねてきました。

区は、引き続き病床増に取り組むため、新たに設けた医療環境整備基金や病院支援制度、公有地の活用などにより、同一医療圏からの病院誘致を進めます。既存病院についても「超」超高齢社会にふさわしい医療機能につながる増改築や病床転換を支援します。

在宅療養ネットワークを構築し、地域包括ケアシステムを確立します

平成29年4月、大泉学園町に新たな病院が開院します。新病院が担う急性期から在宅への橋渡しの役割を活かし、地域の診療所や介護事業者などと在宅療養ネットワークを構築します。これを中心に、地域の皆さんと連携して、介護予防・住まい・生活支援を含めた地域包括ケアシステムを確立します。この成果を他の地域にも広げていきます。

休日急患診療などを充実します

休日や夜間における急な発熱や嘔吐の際に適切に医療を受けられるよう、石神井休日急患診療所の診察室を増設します。また、年末年始やゴールデンウィーク期間中における歯科急患に対応するため、地域の歯科当番医を充実します。

また、区が実施する健康診査について、より受けやすくなるよう受診期間を延長します。

取組 10 区民生活を支える福祉事務所を充実・強化します

区内に4か所ある福祉事務所は、生活困窮者や高齢者、障害者、ひとり親など、支援が必要な方々の相談・支援を行う、第一線の福祉の窓口です。

近年、高齢化の急速な進行や、生活保護世帯の急増などにより業務量が増加する一方、新たな制度の導入や様々な制度改正等により、担う役割も拡大し続けています。

そのため、現場では、現在の業務への対応に追われ、個々の世帯の課題分析や支援策の検討を深める余裕がなくなっています。また、社会変化を踏まえた新たな施策の企画立案や、相談・支援を的確に行える人材の育成も難しくなっています。

こうした状況を改善して、個々の職員も、福祉事務所全体としても効果的・効率的な支援を展開できるよう、福祉事務所の組織体制を強化します。

戦略的な施策展開を担う新たな担当課を設置します

福祉分野の多様な課題に対応する新たな施策の立案や制度改正等への迅速な対応、福祉事務所間の調整等を行う担当課を新たに設置し、戦略的な施策展開を進めます。

また、相対的な貧困率が高く、就労や子育てなど、複合的な課題を抱えるひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親家庭支援の担当課を新たに設置します。ひとり親家庭へのニーズ調査の結果を踏まえ、自立した生活と子どもの健全な成長に向けた効果的な支援策を構築していきます。

ケースワーカーを増員します

増加する生活保護世帯に対し、自立に向けたきめ細かな支援を確実に実施できるよう、ケースワーカーを増員します。あわせて、個々の世帯の事例検討を充実し、児童相談所、ハローワークなどの関係機関と情報を共有するなど、職員の相談支援能力を高める取組を強化します。

取組 11 練馬区の魅力と活力を次世代につなぐまちづくりを進めます

道路や鉄道、公園などの都市インフラは、区民の日常生活を支える最も基本的な基盤です。

都市インフラは、本来、都市の発展に先立って整備すべきものですが、練馬区では、都市計画道路等の整備が不十分なまま、急激な市街化が進んできました。現在も、区内の都市計画道路の整備率は約5割であり、特に西部地域は約3割と低くなっています。鉄道についても、23区ではほとんど見られない、鉄道空白地域が存在するなどの課題を抱えています。一方で多くの農地が今でも存在しており、都心にはない豊かな環境が残されています。

みどりあふれる快適な環境のなかで、安全で利便性の高い都市生活を享受できるまちを次世代に残していくためにも、今こそ都市インフラの整備を着実に進めることが必要です。整備に際しては、関係住民に丁寧な説明を行い、意見を伺いながら進めていきます。

充実した都市インフラを土台に、農地や自然、伝統文化など、特色ある資源を活かすまちづくりを区民とともに進めます。

(1) 快適な都市環境を創出する道路を整備します

道路ネットワークの形成と鉄道の立体化を促進します

都市計画道路は、区民の日常生活を支え、災害時における区民の生命や財産を守る基本的な都市インフラです。

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、遅れている都市計画道路の整備を着実に進め、整備率を都心部と同程度の8割に向上させます。西武新宿線の連続立体交差化の早期実現をはじめ、円滑な交通の妨げとなる踏切の解消を目指します。

都市計画道路の整備により、東京全体の道路ネットワークと繋げることで、区が持続的に発展するための礎を築きます。

豊かな都市空間をつくる道路整備を推進します

地域のニーズに沿った、豊かなみどりを楽しめる歩道、自転車の走行空間、電線類の地中化による安全や景観への配慮など、安全で快適な道路を整備することによって、区民の日常生活を豊かにしていきます。

道路整備により、みどりのネットワークを形成します

豊かな街路樹の整備や区民の協力による沿道の緑化など、道路整備を新たなみどりの創出の機会とし、拠点となる公園や緑地などのみどりをつなぐネットワークを形成していきます。

(2) 都営地下鉄大江戸線の延伸を実現します

事業化に向け、区の役割を積極的に担います

国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏の都市鉄道について、今後の取り組み方針を示しました。大江戸線の延伸は、24の鉄道ネットワークの充実に資する鉄道プロジェクトのなかでも、評価の高い6つのプロジェクトに選ばれています。事業化に向けては、関係地方公共団体・鉄道事業者等間で、費用負担のあり方について合意形成を進めるべきとされています。

早期実現のため、大江戸線延伸推進基金を活用した応分の負担について鉄道事業者と積極的に協議を進めていきます。

みどりを活かした拠点づくりを進めます

大江戸線延伸地域は、みどり豊かで良好な環境が広がる地域です。

新駅予定地周辺では、現在のみどりを活かしつつ、日常生活を支えるサービス施設等の立地を促進するとともに、周辺公共施設を集約化し、新たな拠点づくりを進めていきます。

(3) バリアフリーを一層充実します

駅に2ルート目のバリアフリー化された経路を確保します

区内の全ての鉄道駅は、エレベーターの設置等によりバリアフリー化された経路が1ルート整備されています。乗降客が多く、駅の構造上1ルートだけでは利便性を欠く光が丘駅や小竹向原駅などの駅には、2ルート目のバリアフリー化された経路を確保します。

駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化を進めます

これまで、区立施設や区立公園では、施設周辺の段差解消などのバリアフリー化を進めてきました。今後は、施設単独の整備から鉄道駅と施設を結ぶ経路についてもバリアフリー化を進めます。将来的には、面的な整備を進め、だれもが自由に社会参加できるユニバーサルデザインのまちを目指します。

(4) 農の融合するまちづくりを進めます

これまで都市農地は、新鮮で安全な農産物の供給や、防災・環境面などの役割を持つものとされてきました。しかし、身近な都市農地や農のある風景は、土に触れて働く喜びや、やすらぎをもたらすなど、今や大都市での豊かな市民生活に欠かせないものとなっています。練馬区の農地では、こういった求めに応じた最先端の都市農業が営まれています。

農地や屋敷林等の保全や、区内外の人が農業を楽しめる農園整備を進める

とともに、果樹畑と一体となったレストランやショップ、農地を活かしたマルシェなどの取組を促進し、都市における農地の機能や魅力をさらに高めていきます。

平成27年の都市農業振興基本法の制定により、都市農地は宅地化すべきものから、都市にあるべきものへと大きく位置づけが転換されました。都市農業の発展と農地の保全に向け、農地制度や税制度の改正などをさらに国に強く働きかけていきます。

(5) 都市インフラの適切な維持保全を行います

都市インフラを予防保全型管理へ転換します

橋梁などインフラ施設については、これまで損傷が大きくなってから処置を行う対症療法型の対応を行ってきました。今後は、施設の更新時期が一時期に集中しないようにします。定期的に点検を行い、損傷や劣化が進行する前に必要な対策を行う予防保全型管理へ転換し、施設の長寿命化を進めていきます。

インフラを適切に管理するために区民との協働を進めます

道路の維持管理について、住民との協働により役割を分担し、地域住民による管理の拡大を検討していきます。

「ねりまちレポーター」を導入し、区民から情報を得ながら、道路や公園の良好な維持管理を進めていきます。

取組 12 施設のあり方を区民参加により見直します

現在ある区立施設をそのまま改修・改築すると、今後30年間に約6,450億円の経費が必要となります。現状のまま区立施設を維持することは極めて困難です。社会状況が大きく変化するなか、必要な区民サービスを提供しつつ施設数・施設面積を可能な限り縮減するために、区民全体の視点で区立施設のあり方を見直していく必要があります。

区民ニーズの変化、将来人口の見通し、利用状況等を踏まえ、必要性の低下した施設の機能転換、同種または類似施設の統合・再編、改築等にあわせた複合化を進めます。民間施設との役割分担にも配慮します。

平成28年度に策定する公共施設等総合管理計画の中で、区立施設の将来に向けた方向性を明らかにします。

(1) 施設の機能転換、統合・再編、複合化を進めます

施設の機能転換、統合・再編、複合化にあたっては、手続きや相談などの機能を集約する、駅前など交通の便の良い場所に移転するなど、区民の利便性を高める工夫をします。

統合・再編や複合化等によって生じる跡地・跡施設は、新たな区民ニーズに応える利用への転換のほか、財源確保のための売却や貸付を検討します。

< 機能転換 >

(例1) 出張所を廃止し区民の自主的な地域活動の拠点等として活用します
出張所窓口で行っていた住民票・印鑑証明等の発行や税等の収納は、郵便局での証明書発行やコンビニ交付・コンビニ収納を実施するなど代替方法を導入し、より利便性を高めました。

出張所は平成28年度末に廃止し、跡施設は区民の自主的な地域活動の拠点とすることを基本に、地域の皆さんの意見を伺いながら、施設の規模や地域の状況に応じて、高齢者相談センター支所の移転や図書館資料受取窓口の開設、街かどケアカフェとしての利用などの活用を進めます。

(例2) 世代にとらわれない新たな地域施設へ転換します

敬老館など世代別に設けている施設は、改築などにあわせて世代にとらわれない広く地域の区民を受け入れる施設へ転換するとともに、小規模な浴室など施設で提供している機能のあり方について見直します。

< 統合・再編 >

(例3) 学校の統合・再編と跡施設の活用に取り組みます

子どもたちの良好な教育環境を確保するため、過小規模校を中心に区立学校の統合・再編に取り組みます。跡施設は、周辺施設の複合化など

も含め、将来を見据えて区民ニーズに応える活用を進めます。

(例4) 区民農園と市民農園を統合します

機能の類似している区民農園と市民農園を統合し、あわせて、民間施設の状況も踏まえて使用料を見直します。

<複合化>

(例5) 北保健相談所を移転し、複合化します

北保健相談所を、より交通利便性の高い駅近くに移転し、周辺施設と複合化します。

(例6) 学校の改築にあわせて周辺施設を複合化します

今後、多くの小中学校が改築の時期を迎えます。改築にあわせて周辺の区立施設などの複合化を進めます。

(例7) まちづくりにあわせた駅周辺等への施設の集約・複合化を検討します

大江戸線の延伸や再開発事業などのまちづくりに際し、周辺の区立施設の統合・再編や駅前への集約・複合化に取り組みます。

(2) 施設名称を見直します

施設の名称について、「高齢者センターは健康増進施設なのに介護施設をイメージしてしまう」「高齢者センターと高齢者相談センターは違いが分かりにくい」「敬老館という名称は古めかしい」「施設名称に入っている地名がまぎらわしい」といった意見が寄せられています。

施設の見直しとあわせて、分かりやすく、使いやすくなるよう名称を見直します。

(3) 計画的な改修・改築とコスト削減を進めます

統合・再編や複合化と整合を図りながら、計画的に改修・改築を進めます。改修・改築のコストを低減するため、様々な手法を検討し、施設ごとに最適な手法を選択します。

施設管理の総合調整を行う組織を設置し、効率的な維持保全のマネジメントを行います。

〔例〕

P F I 等民間活力導入の優先的検討方針の策定

設計者や施工者ではない第三者が発注者と一体となって建築事業全体のマネジメントを行うコンストラクションマネジメント方式の導入

(4) 区立施設使用料を見直します

区立施設使用料の算定方法や減額・免除制度などについて、施設を利用する人と利用しない人の「負担の公平性」や、税金（公費）と使用料（利用者負担）との負担割合、民間の類似施設利用料金とのバランス、区民以外の施設利用の取り扱いなど、様々な観点から検討します。

検討にあたっては、使用料にかかわるデータを区民に分かりやすく整理して情報提供し、十分議論を尽くしたうえで、必要な見直しを行います。

(5) 委託・民営化を推進します

新たな方針を定めて委託・民営化を進めます

新しい成熟社会に向けた民間と区との役割分担などを踏まえ、施設の管理運営や事務事業についての新たな委託・民営化方針を策定するとともに、指定管理者制度の運用の見直しを行います。

あわせて、事業者の民間ならではの創意工夫や努力が評価される仕組みづくりや、区内事業者が活躍できる環境づくりに取り組みます。

〔主な実施項目〕

保育園の委託、民営化

学童クラブ・児童館の委託

大泉ケアハウスの民営化

花とみどりの相談所の指定管理者制度導入

民営化した特別養護老人ホーム等の施設改修のあり方を見直し

民間障害者施設への区有施設の貸付のあり方を見直し

学校用務・給食調理の委託

可・不燃ごみ収集の委託

民間との協働により施設整備を進めます

特別養護老人ホームや障害者グループホーム等の整備拡充に向けて、国有地・都有地の活用を働きかけ、民間施設を誘致します。